

# 福岡県公報

平成20年12月1日  
第2903号

## 目次

告示(第1941号 - 第1957号)

大規模小売店舗の新設の届出	(中小企業振興課)	..... 1
大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定に基づく変更の届出	(中小企業振興課)	..... 2
大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課)	..... 2
大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課)	..... 3
貸金業者の所在の不確知	(中小企業経営金融課)	..... 3
瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定施設の設置の許可の申請の概要	(環境保全課)	..... 3
保安林指定施業要件変更森林の所在場所等	(森林保全課)	..... 7
保安林指定施業要件変更森林の所在場所等	(森林保全課)	..... 7
保安林指定施業要件変更森林の所在場所等	(森林保全課)	..... 7
保安林指定施業要件変更森林の所在場所等	(森林保全課)	..... 8
保安林指定施業要件変更森林の所在場所等	(森林保全課)	..... 8
特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(社会活動推進課)	..... 8
解除予定保安林に関する農林水産大臣からの通知	(森林保全課)	..... 9
保安林の皆伐面積の限度の公表	(森林保全課)	..... 9
県営土地改良事業計画の決定	(農村整備課)	.....10
公共測量の実施	(県土整備総務課)	.....10
公共測量の終了	(県土整備総務課)	.....10

## 告示

福岡県告示第1941号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第5条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡商工事務所において縦覧に供する。

平成20年12月1日

福岡県知事 麻生 渡

- 届出年月日  
平成20年11月18日
- 大規模小売店舗の名称及び所在地
  - 名称 (仮称) マックスバリュ前原店
  - 所在地 福岡県前原市浦志一丁目148番1 外
- 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
  - 大規模小売店舗を設置する者

氏名又は名称	住所
マックスバリュ九州株式会社	福岡県福岡市博多区博多駅東三丁目13番21号

- 当該大規模小売店舗において小売業を行う者

氏名又は名称	住所
マックスバリュ九州株式会社	福岡県福岡市博多区博多駅東三丁目13番21号

- 大規模小売店舗を新設する日  
平成21年7月19日
- 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
2,271平方メートル
- 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
  - 駐車場の位置及び収容台数

駐車場の位置	収容台数(台)
福岡県前原市浦志一丁目148番1 外	111

## (2) 駐輪場の位置及び収容台数

駐輪場の位置	収容台数(台)
福岡県前原市浦志一丁目148番1 外	65

## (3) 荷さばき施設の位置及び面積

荷さばき施設の位置	面積(平方メートル)
福岡県前原市浦志一丁目148番1 外	40

## (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

廃棄物等の保管施設の位置	容量(立方メートル)
福岡県前原市浦志一丁目148番1 外	48.04

## 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

## (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者の氏名	開店時刻	閉店時刻
マックスバリュ九州株式会社	24時間	

## (2) 駐車場において来客の自動車が増車することができる時間帯

24時間

## (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

2ヶ所 福岡県前原市浦志一丁目148番1 外

## (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前6時から午後11時まで

## 福岡県告示第1942号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第2項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告

する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡商工事務所において縦覧に供する。

平成20年12月1日

福岡県知事 麻生 渡

## 1 届出年月日

平成20年11月17日

## 2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 ザ・モール春日

(2) 所在地 福岡県春日市春日5丁目17番地

## 3 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

## (1) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

変更前		変更後	
出入口数	駐車場の自動車の出入口位置	出入口数	駐車場の自動車の出入口位置
4	福岡県春日市春日5丁目17番地	4	福岡県春日市春日5丁目17番地

## 福岡県告示第1943号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米商工事務所において縦覧に供する。

平成20年12月1日

福岡県知事 麻生 渡

## 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 甘木ショッピングセンター

(2) 所在地 福岡県朝倉市大字甘木字岩入384 外

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要

意見なし

福岡県告示第1944号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米商工事務所において縦覧に供する。

平成20年12月1日

福岡県知事 麻生 渡

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 ホームプラザナフコ杷木店

(2) 所在地 福岡県朝倉市杷木久喜宮字中島1999番の41

2 意見の概要

(1) 駐車需要の充足等交通に関する事項

意見なし

(2) 歩行者の通行の利便の確保等

意見なし

(3) 廃棄物減量化及びリサイクルについての配慮

意見なし

(4) 騒音の発生に係る事項

意見なし

(5) 廃棄物に係る事項等

意見なし

(6) 街並みづくり等への配慮等

意見なし

(7) その他

意見なし

福岡県告示第1945号

貸金業法（昭和58年法律第32号）第3条第1項の規定による登録を受けた次の貸金業者の営業所の所在地を確知できないので、同法第24条の6の6第1項の規定により公告する。

なお、公告の日から30日を経過しても当該業者から申出がないときは、その登録を取り消すことがある。

平成20年12月1日

福岡県知事 麻生 渡

商品及び代表者の氏名	主たる営業所の所在地	登録番号	登録年月日
株式会社メイトプランナー 圖師 孝行	糟屋郡粕屋町大字仲原349 番地3 ウィンディア粕屋A棟102 号	福岡県知事 (N1)第08433号	平成18年9月15日

福岡県告示第1946号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があったので、同条第4項の規定によりその概要を次のように告示する。

当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面は、平成20年12月1日から同年12月21日までの間、福岡県環境部環境保全課及び吉富町住民課において公衆の縦覧に供する。

平成20年12月1日

福岡県知事 麻生 渡

申請の概要

1 申請者の名称、住所及び代表者の氏名

名 称 田辺三菱製薬工場株式会社

住 所 大阪市中央区平野町二丁目6番9号

代表者の氏名 取締役社長 久富 幸次郎

2 事業場の名称及び所在地

名 称 田辺三菱製薬工場株式会社 吉富工場

所 在 地 福岡県築上郡吉富町大字小祝955番地

3 設置しようとする特定施設に関する事項

種 類	水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第1の47の口に掲げる施設（医薬品製造業の用に供するろ過施設）		
能 力	200kg / 時間		
工事着手予定年月日	許可後		
工事完成予定年月日	許可後		
使用開始予定年月日	許可後		
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間	24日 / 年、1時間 / 日		
使用時間の季節的変動の概要	なし		
特定施設の使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値	項 目	通 常	最 大
	水素イオン濃度	7以上	7以上
	化学的酸素要求量 (mg / ℓ)	20	20
	浮遊物質 (mg / ℓ)	0.1	0.1
	フェノール類含有量 (mg / ℓ)	0	0
	シアン化合物 (mg / ℓ)	0	0
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (mg / ℓ)	0.3	0.3
	窒素含有量 (mg / ℓ)	30	30
	りん含有量 (mg / ℓ)	0	0
	ダイオキシン類 (pg - TEQ / ℓ)	0	0
汚水量 (m <sup>3</sup> / 日)	0	0.15	

種 類	水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第1の47のホに掲げる施設（医薬品製造業の用に供する廃ガス洗浄施設）		
能 力	9,000kg / 時間		

工事着手予定年月日	許可後		
工事完成予定年月日	許可後		
使用開始予定年月日	許可後		
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間	毎日連続、15時間 / 日		
使用時間の季節的変動の概要	なし		
特定施設の使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値	項 目	通 常	最 大
	水素イオン濃度	7以上	7以上
	化学的酸素要求量 (mg / ℓ)	810	810
	浮遊物質 (mg / ℓ)	3.6	3.6
	フェノール類含有量 (mg / ℓ)	0	0
	シアン化合物 (mg / ℓ)	0	0
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (mg / ℓ)	0	0
	窒素含有量 (mg / ℓ)	15	15
	りん含有量 (mg / ℓ)	0.1	0.1
	ダイオキシン類 (pg - TEQ / ℓ)	0	0
汚水量 (m <sup>3</sup> / 日)	0	4.5	

種 類	水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第1の47のホに掲げる施設（医薬品製造業の用に供する廃ガス洗浄施設）		
能 力	9,000kg / 時間		
工事着手予定年月日	許可後		
工事完成予定年月日	許可後		
使用開始予定年月日	許可後		
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間	30日 / 年、8時間 / 日		
使用時間の季節的変動の概要	夏季生産		
特定施設の使用時において当該特定施設から	項 目	通 常	最 大
	水素イオン濃度	7以上	7以上
	化学的酸素要求量 (mg / ℓ)	150	150



主要寸法 (m)	径2.5 x 高さ3.5	径27 x 高さ3、径8 x 高さ3.5	縦20 x 横25 x 高さ3	縦25 x 横33.4 x 高さ3.6	縦14 x 横15 x 高さ4.5 x 2槽	縦10.5 x 横23.5 x 高さ3.75	径12 x 高さ3.5	径12 x 高さ3.5	径8.8 x 高さ3.7	径12 x 高さ3.5	
能力 (m <sup>3</sup> /日)	1,400	1,500	1,500	2,500	1,500	1,100	1,100	100	1,100		
処理方式	中和	混合	混合	混合	曝気	沈降分離	沈降分離	沈降分離	沈降分離		
工事着手予定年月日	既 設										
工事完成予定年月日	既 設										
使用開始予定年月日	既 設										
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間	毎日連続、24時間										
使用時間の季節的変動の概要	なし										
汚水等の処理施設の使用における当該汚水等の処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値	項目	処 理 前			処 理 後						
		通常	最大	通常	最大	通常	最大				
	水素イオン濃度	5 ~ 9	5 ~ 9	6 ~ 8	6 ~ 8						
	化学的酸素要求量 (mg/l)	1,740	2,180	60	70						
	浮遊物質 (mg/l)	160	190	20	25						
	フェノール類含有量 (mg/l)	80	130	0.4	0.9						
	シアン化合物 (mg/l)	0	1.0	0	0.1						

ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (mg/l)	5	15	0.4	1
窒素含有量 (mg/l)	62.9	168	20	58
りん含有量 (mg/l)	6.1	26.6	2.5	8
ダイオキシン類 (pg-TEQ/l)	24	24	12	12
汚水量 (m <sup>3</sup> /日)	405.38	760.82	2,680	4,040

## 5 排出水の汚染状態及び量に関する事項

事業場から排出される排出水の排出口における汚染状態及び量	排 水 口		吉 富 工 場 樋 門	
	項 目	通 常	最 大	最 大
	水素イオン濃度	6 ~ 8	6 ~ 8	6 ~ 8
	化学的酸素要求量 (mg/l)	25	45	
	浮遊物質 (mg/l)	10	30	
	フェノール類含有量 (mg/l)	0	0.3	
	シアン化合物 (mg/l)	0	0.1	
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (mg/l)	0.1	0.3	
	窒素含有量 (mg/l)	10.4	49	
	りん含有量 (mg/l)	1.4	7	
	ダイオキシン類 (pg-TEQ/l)	6	6	
	排出水量 (m <sup>3</sup> /日)	11,000	18,500	

事業場から排出される排出水の排出口における汚染状態及び量	排 水 口	吉 富 町 樋 門	
	項 目	通 常	最 大
	水素イオン濃度	6 ~ 8	6 ~ 8
	化学的酸素要求量 (mg / ℓ)	25	45
	浮遊物質量 (mg / ℓ)	10	30
	フェノール類含有量 (mg / ℓ)	0	0.3
	シアン化合物 (mg / ℓ)	0	0.1
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (mg / ℓ)	0.1	0.3
	窒素含有量 (mg / ℓ)	4	4
	りん含有量 (mg / ℓ)	0.3	0.3
	ダイオキシン類 (pg-TEQ / ℓ)	-	-
	排水水量 (m <sup>3</sup> / 日)	1,000	1,500

福岡県告示第1947号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をしますので、同法第33条の3の規定に基づいて同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成20年12月1日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的  
次に掲げる告示で定めるところによる。  
昭和58年9月27日福岡県告示第1607号
- 2 変更に係る指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。  
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林保全課及び須恵町役場

に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第1948号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をしますので、同法第33条の3の規定に基づいて同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成20年12月1日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的  
次に掲げる告示で定めるところによる。  
昭和42年3月9日農林省告示第383号
- 2 変更に係る指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。  
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林保全課及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第1949号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をしますので、同法第33条の3の規定に基づいて同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成20年12月1日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的  
次に掲げる告示で定めるところによる。  
昭和56年10月14日農林水産省告示第1520号
- 2 変更に係る指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法 変更しない。

## (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林保全課及び久山町役場に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第1950号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をするので、同法第33条の3の規定に基づいて同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成20年12月1日

福岡県知事 麻 生 渡

## 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和55年6月7日農林水産省告示第836号

## 2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法 変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林保全課及び久山町役場に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第1951号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をするので、同法第33条の3の規定に基づいて同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成20年12月1日

福岡県知事 麻 生 渡

## 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和58年9月27日福岡県告示第1604号

## 2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法 変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林保全課及び宇美町役場に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第1952号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成20年12月1日

福岡県知事 麻 生 渡

## 1 申請のあった年月日

平成20年11月5日

## 2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人アジアのこどもたち21

(2) 代表者の氏名

荒山 宏

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県久留米市合川町2034番地1

(4) 定款に記載された目的

この法人は、日本を含むアジア諸国に生を成し、今世紀の時代を担う子供たちに対し、健全なる生活環境、教育環境の確保の為の支援活動や文化交流、自然災害、人的被害時における緊急支援、環境破壊の抑制と改善活動に関する事業を行い、アジア諸国間の対話による協調と理解、そして調和、次世代の子供たちによる子供たちの為のアジアの実現に寄与することを目的とする。

福岡県告示第1953号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定の解除をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成20年12月1日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 解除予定保安林の所在場所  
八女郡矢部村大字北矢部字堀田坂2057の3
- 2 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備

3 解除の理由  
道路用地とするため

福岡県告示第1954号

平成20年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき、森林法施行令（昭和26年政令第276号）第4条の2第3項の規定により、森林法（昭和26年法律第249号）第34条第1項の許可をすべき皆伐面積の限度を、次のように公表する。

平成20年12月1日

福岡県知事 麻 生 渡

森林計画区	保安林の種類	単位区域	同一の単位とされる区域	皆伐面積の限度 (単位 ヘクタール)
筑 後 ・ 矢 部 川	水 源 か ん 養 保 安 林	矢 部 川	筑 後 ・ 矢 部 川 森 林 計 画 区	1328.11
〃	土 砂 流 出 防 備 保 安 林	〃	〃	373.67
〃	水 源 か ん 養 保 安 林	筑 後 川	〃	1482.26
〃	土 砂 流 出 防 備 保 安 林	〃	〃	593.17
〃	干 害 防 備 保 安 林	う き は	う き は 市	0.40
福 岡	水 源 か ん 養 保 安 林	福 岡	福 岡 森 林 計 画 区	2098.32
〃	土 砂 流 出 防 備 保 安 林	〃	〃	538.97
〃	干 害 防 備 保 安 林	筑 紫 野	筑 紫 野 市	3.00
遠 賀 川	水 源 か ん 養 保 安 林	遠 賀 川	遠 賀 川 森 林 計 画 区	2690.82
〃	土 砂 流 出 防 備 保 安 林	〃	〃	234.50
〃	干 害 防 備 保 安 林	嘉 麻	嘉 麻 市	0.08
〃	〃	宮 若	宮 若 市	0.22
〃	〃	飯 塚	飯 塚 市	0.60
〃	水 源 か ん 養 保 安 林	北 九 州	遠 賀 川 森 林 計 画 区	835.92
〃	土 砂 流 出 防 備 保 安 林	〃	〃	219.65

〃	水源かん養保安林	今川	〃	1726.79
〃	土砂流出防備保安林	〃	〃	582.62
福岡、筑後・矢部川	保健保安林	福岡、筑後川、矢部川	筑後・矢部川森林計画区 福岡森林計画区	500.92
遠賀川	〃	北九州、遠賀川、今川	遠賀川森林計画区	795.18

福岡県告示第1955号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

平成20年12月1日

福岡県知事 麻生 渡

縦覧に供する書類	縦覧期間	縦覧場所
県営芥屋地区土地改良（区画整理）事業計画書の写し	平成20年12月1日から 平成21年1月6日まで	糸島郡志摩町役場

福岡県告示第1956号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、北九州市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成20年12月1日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 測量の種類  
公共測量（3級基準点測量）
- 2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
北九州市小倉北区	平成20年10月15日から 平成20年12月28日まで

福岡県告示第1957号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、北九州市長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成20年12月1日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 測量の種類  
公共測量（3級基準点測量）
- 2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
北九州市小倉北区木町二丁目～新高田一丁目	平成20年11月1日